



島根県報

平成27年1月23日(金)
第2,667号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	(高齢者福祉課)	2
平成26年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(食料安全推進課)	2
県営土地改良事業計画の変更	(農村整備課)	2
換地計画書の縦覧(4件)	(〃)	2
土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3

【公 告】

収去飼料の試験結果の概要	(食料安全推進課)	4
--------------	-----------	---

【特定調達公告】

島根県立中央病院における簡易型体内放射能測定装置用検出部の調達に係る随意契約の相手方等	(病院局)	4
島根県立中央病院における無影灯一式購入に係る一般競争入札の落札者等	(〃)	5

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		5
---------------------	--	---

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	(警察本部)	6
-------------------------------	--------	---

告示**島根県告示第46号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
医療法人壽生会	介護老人保健施設	介護老人保健施設 第二壽生苑	出雲市大津町3620-1	平成26年7月23日

島根県告示第47号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成26年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
11346929659	国奉165の9（2013子島黒1132189）	肉用牛 黒毛和種	2級

島根県告示第48号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
入南南地区用排水施設事業（県営水利施設整備事業（排水対策特別型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第49号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（佐津目工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
能義第二地区	換地計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

島根県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区（山方工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
美郷地区（都賀行工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	美郷町役場

島根県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

邑南町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

土石流

日貫川支渓

- 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び邑南町役場において一般の縦覧に供する。）

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成26年度に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年1月23日

島根県知事 溝口 善兵衛

栄養成分に関する検査

製造事業場等 の名称及び所 在地	収去 場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要							備考
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	その他の検査 (水分 : %)	
島根県大田市 新生飼料株式 会社山陰工場	同左	アミノビーフ	平成26年 11月	9.7	3.6	5.1	2.1	0.11	0.30	50.0	
		みらいビーフ後期	平成26年 12月	9.5	2.9	5.1	2.6	0.12	0.37	40.5	
島根県飯石郡 飯南町 A S T 飼料合 理化センター	同左	A S T 11号	平成26年 11-12月	16.3	3.4	4.6	5.0	0.90	0.57	12.3	
		肥育B	平成26年 12月	13.0	3.5	3.9	4.1	0.46	0.40	12.8	

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年1月23日

島根県立中央病院 病院長 中山健吾

- 1 件名

簡易型体内放射能測定装置用検出部 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成27年1月8日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社中国支社 支社長 猫沖 誠一 広島市中区銀山町14番18号
- 5 隨意契約に係る契約金額
30,240,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年1月23日

島根県立中央病院 病院長 中山健吾

- 1 件名
無影灯 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 契約の相手方を決定した日
平成27年1月13日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所 所長 平野 享 出雲市塩治有原町五丁目59番地
- 5 落札金額
70,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成26年12月2日

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成27年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム伯寿の郷（短期入所生活介護）	安来市伯太町安田1705	平成27年1月13日
地域密着型サービス事業所あさひ乃苑	松江市古志町191-10	平成27年1月13日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成27年1月23日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1級	学科試験	平成27年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成27年7月25日（土）午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務 2級	学科試験	平成27年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成27年7月11日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 1級検定

区 分	科 目
学科試験	<input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関すること。 <input type="radio"/> 乗客等の接遇に関すること。 <input type="radio"/> 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 <input type="radio"/> 空港に関すること。 <input type="radio"/> 空港保安警備業務の管理に関すること。 <input type="radio"/> 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="radio"/> 乗客等の接遇に関すること。 <input type="radio"/> 手荷物等検査に関すること。 <input type="radio"/> 空港保安警備業務の管理に関すること。

- | | |
|--|---|
| | <input type="radio"/> 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。 |
|--|---|

(2) 空港保安警備業務2級検定

区分	科目
学科試験	<input type="radio"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="radio"/> 法令に関すること。 <input type="radio"/> 乗客等の接遇に関すること。 <input type="radio"/> 手荷物等検査に関すること。 <input type="radio"/> 空港に関すること。 <input type="radio"/> 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="radio"/> 乗客等の接遇に関すること。 <input type="radio"/> 手荷物等検査に関すること。 <input type="radio"/> 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成27年5月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

d 4の(1)のアに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。